

# 年金共済

		一般コース	個人年金コース
加入資格		組合員および従業員	一般コースに加入している方
新規加入年齢		満15歳以上満75歳未満 ※満75歳まで継続加入できます。	満15歳以上満65歳未満 ※満75歳まで継続加入できます。
加入日	月払	毎月1日	
	一時払	年2回(2月1日と8月1日) ※各コースとも一時払のみの加入はできません。	
掛金	月払	1口1,000円(最低3口以上の加入が必要です)	1口1,000円(1口から加入できます)
	一時払	1口100,000円(両方のコースそれぞれ200口まで加入できます)	
年金受取の条件		満60歳以上で年金月額が5,000円以上あること。	満60歳以上で加入期間が10年以上あること。
脱退一時金		加入者が死亡またはやむを得ない理由で、制度を脱退または、一部解約(一般コースのみ)するときは加入期間に応じた脱退一時金を支払います。	
税法上の特典		掛金には本制度の運営事務費を含んでおりますので、月払掛金は1口あたり980円、一時払掛金は1口あたり99,900円が保険料控除の対象となります。	

## 加入掛金種類／一時金・年金月額試算表(概算)

### ■月払／1口1,000円につき 複数口加入の場合は加入口数倍となります

※終身年金は60歳男性、連生年金は夫60歳・妻57歳の場合の試算です

(単位:円)

経過年数	掛金累計額	脱退一時金	10年確定年金	15年確定逓増型年金	15年保証終身年金	10年保証連生年金
1年	12,000	約 11,530	約 100	約 51	約 45	約 39
3年	36,000	約 34,920	約 304	約 155	約 137	約 118
5年	60,000	約 58,720	約 511	約 261	約 231	約 199
10年	120,000	約 120,040	約 1,045	約 534	約 473	約 407
15年	180,000	約 183,950	約 1,602	約 819	約 725	約 623
20年	240,000	約 250,510	約 2,182	約 1,116	約 988	約 849

※積立期間中の死亡による脱退の場合は、脱退一時金に遺族見舞金(月払1口あたり10,000円)が加算されます。

### ■一時払／1口100,000円につき 複数口加入の場合は加入口数倍となります

※終身年金は60歳男性、連生年金は夫60歳・妻57歳の場合の試算です

(単位:円)

経過年数	掛金累計額	脱退一時金	10年確定年金	15年確定逓増型年金	15年保証終身年金	10年保証連生年金
1年	100,000	約 98,970	約 862	約 440	約 390	約 335
3年	100,000	約 100,740	約 877	約 448	約 397	約 341
5年	100,000	約 102,530	約 893	約 456	約 404	約 347
10年	100,000	約 107,090	約 933	約 477	約 422	約 363
15年	100,000	約 111,760	約 973	約 497	約 440	約 379
20年	100,000	約 116,560	約 1,015	約 519	約 459	約 395

※表示金額は、2025年2月1日現在の予定利率(約1.12%)および引受割合・規模で推移した場合の概算金額となります。したがって実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払い額を約束するものではありません。

### 年金受取 脱退時年齢満60歳以上の場合に選択可能

- 下記の1～4から選択できます。※一般コースは年金月額が5,000円以上、個人年金コースは加入10年以上必要
- 年金受取開始時期は最大10年間(年単位)で満80歳まで据え置くことができます。

#### 1 10年確定年金

10年間一定の年金が受け取れます。途中で死亡した場合は、遺族年金(または一時金)としてその残余期間分を受け取ることができます。

#### 2 15年確定逓増型年金

15年間毎年増加する年金(表の金額は初年度の金額です)が受け取れます。途中で死亡した場合は、遺族年金(または一時金)としてその残余期間分を受け取ることができます。

#### 3 15年保証終身年金

生存中終身にわたり一定の年金が受け取れます。なお、15年(保証期間)未満で死亡した場合は、その遺族が遺族年金(または一時金)としてその15年(保証期間)の残余期間分を受け取ることができます。

#### 4 10年保証夫婦連生終身年金

10年間は生死にかかわらず、11年目以降は受給者または配偶者のどちらかが生存している限り、年金が受け取れます。ただし、受給者死亡の場合、配偶者の受取年金額は11年目以降は60%の支払いとなります。

一時金受取 一時金額は、上記の表を参照してください。

Gi-企-2025-003(2025.4.8)